

2025年9月26日

お客さま各位

株式会社七十七銀行

貸金庫規定改定のお知らせ

株式会社七十七銀行（以下「当行」といいます。）では、2025年5月に金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正等を受けて、お客さまに引続き安全かつ安心して貸金庫をご利用いただくため、下記のとおり貸金庫規定を改定いたします。

本規定はすでにご利用のお客さまにも適用されます。

1. 改定となる規定

- （1）貸金庫規定（一般型）
- （2）貸金庫規定（自動型）

2. 主な改定内容（改定対比表は別紙1のとおり）

- （1）次に掲げるものを貸金庫に格納できないことを明記します。
 - A. 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
 - B. 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの
- （2）次に掲げる方法で貸金庫の利用目的を確認することを定めます。
 - A. 貸金庫の契約の締結または利用等に際して、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が規定に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を書面その他当行の定める方法で確認する
 - B. 貸金庫がマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認する

3. 改定日

2026年4月1日（水）

4. その他

- （1）現金等、貸金庫に格納できないものを格納中のお客さまは、次回ご来店時に取り出しをお願いいたします。
- （2）貸金庫の利用目的を確認させていただくため、ご利用中のお客さまへ「貸金庫借用に関する申告書」（別紙2）をお送りしますので、ご提出いただきますようお願いいたします。

以 上

1. 貸金庫規定 (一般型)

(下線部分が改定箇所)

現 行	改 定 後	備 考
1. 格納品の範囲 (1) ~ (2) (省略) (追加) 11. 解約等 (1) (省略) (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。 この場合、当行から解約の通知があったときは、ただちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡してください。 第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。	1. 格納品の範囲 (1) ~ (2) (省略) (3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。 ① 現金その他のマネー・ローndリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの 2. 利用目的の確認 (1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローndリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。 (2) 貸金庫が、マネー・ローndリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。 12. 解約等 (1) (省略) (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。 この場合、当行から解約の通知があったときは、ただちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡してください。 第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。	第3条以降 条数繰下げ

現 行	改 定 後	備 考
①～⑤（省略） （追加） { ⑥ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき （追加） { ⑦ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき （３）（省略） （４）前３項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡し日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。 この場合、第３条第３項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。 不足額が生じたときはただちに支払ってください。 なお、当行はこの不足額を明け渡し日に第３条第１項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 （５）～（６）（省略） 15. 規定の変更等 （省略） 16. 保証人 （省略）	①～⑤（省略） ⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第２条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき ⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき （３）（省略） （４）前２項または前３項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡し日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。 この場合、第４条第３項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。 不足額が生じたときはただちに支払ってください。 なお、当行はこの不足額を明け渡し日に第４条第１項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 （５）～（６）（省略） 16. 保証人 （省略） 17. 規定の変更等 （省略）	

2. 貸金庫規定（自動型）

（下線部分が改定箇所）

現 行	改 定 後	備 考
1. 格納品の範囲 （１）～（２）（省略） （追加） 13. 解約等 （１）（省略） （２）次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。 この場合、当行から解約の通知があったときは、ただちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡してください。 第２条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。	1. 格納品の範囲 （１）～（２）（省略） （３）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。 ① <u>現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u> ② <u>危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u> 2. 利用目的の確認 （１）貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第１条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。 （２）貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。 14. 解約等 （１）（省略） （２）次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。 この場合、当行から解約の通知があったときは、ただちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡してください。 第３条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。	第３条以降 条数繰下げ

現 行	改 定 後	備 考
①～⑤（省略） （追加） { ⑥ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき （追加） { ⑦ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき （３）（省略） （４）前３項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡し日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。 この場合、第３条第３項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。 不足額が生じたときはただちに支払ってください。 なお、当行はこの不足額を明け渡し日に第３条第１項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 （５）～（６）（省略） 17. 規定の変更等 （省略） 18. 保証人 （省略）	①～⑤（省略） ⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第２条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき ⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき （３）（省略） （４）前２項または前３項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡し日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。 この場合、第４条第３項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。 不足額が生じたときはただちに支払ってください。 なお、当行はこの不足額を明け渡し日に第４条第１項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 （５）～（６）（省略） 18. 保証人 （省略） 19. 規定の変更等 （省略）	

以 上

貸金庫借用に関する申告書

私は、貸金庫規定の定めに従って、下記の内容を申告します。

記

遵 守 事 項	確認結果 (レ点を記入)
1. 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるものは格納しません。	☐
2. 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないものは格納しません。	☐
3. 貸金庫を本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用しません。	☐
4. 貸金庫をマネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用しません。	☐

ご 記 入 日	年 月 日
ご契約者名	

(銀行使用欄)

検印	実施印

(事務企画課備付) (2025.09)